

長瀬町住民税非課税世帯に対する 物価高支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

～受給には手続きが必要です～

- 長瀬町住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金（1世帯あたり3万円）（以下「3万円給付金」という。）は、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増加に特に影響のある住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。また、その世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯へ加算して給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

※世帯に18歳以下の子どもがいる場合、
児童1人当たり2万円を加算

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理後、
内容を確認し順次支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和6年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

左の3万円給付金支給対象世帯の中で
「18歳以下の子どもがいる」世帯の加算

町から確認書が届きます。
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和6年12月13日時点で住民登録のある方に確認書を送付しています。
※既に他自治体で3万円の給付を受けている方は受給できません。

詳しくは裏面「I」へ

(左の3万円給付金を受給後)
町から案内通知が届きます。

※一部申請が必要な場合があります

※3万円給付金が振り込まれた口座以外で受け取るには手続きが必要です。必要書類はホームページ又は福祉介護課窓口に準備しております。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、【令和7年5月30日（金）】までに町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の福祉介護課窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 3万円給付金を受給した世帯の中で「18歳以下の子ども（平成18年4月2日以降に出生した者）がいる」世帯

- （3万円給付金を受給後）町から案内通知が届きます。

振込金額及び振込口座をご確認ください。3万円給付金が振り込まれた口座以外で受け取るには手続きが必要です。必要書類はホームページ又は福祉介護課窓口に準備しております。

! 3万円給付金の対象世帯かつ基準日以降に子どもが生まれた世帯について、加算給付の対象となる可能性があります。福祉介護課までお問い合わせください。



住民税非課税世帯に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※物価高支援給付金を受給する低所得者世帯に対して、支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となります。

お問い合わせ

長瀬町役場 福祉介護課 福祉担当

0494-66-3111（内線145） 受付時間 平日8:30～17:15